

平成29年度 「緑の募金」 事業
みどりづくり活動支援事業募集要領



「みどりづくり活動支援事業」は、「緑の募金」を活用して実施する事業です。
事業に応募される団体におかれましては、このことを十分認識していただき、積極的に募金にご協力をいただきますとともに、募金していただいた方々の心に
応えられるような事業を実施していただきたいと思います。
なお、採択された団体には、公益社団法人広島県みどり推進機構の賛助会員に
ご加入いただくようお願いをしております。
ご協力よろしく申し上げます。

公益社団法人 広島県みどり推進機構

平成29年度 緑の募金事業 「みどりづくり活動支援事業」募集要領

1 申請者の条件

次の要件を備えた広島県内の法人，団体，グループ等とします。

- (1) 明確にみどりづくり等を目的とし，政治的宣伝，宗教的宣伝又は営利活動を目的としないこと
- (2) 自主的，組織的な活動で申請した事業を完遂することができること
- (3) 助成金の使途に係る条件順守が確実であること
- (4) 規約，会員・役員名簿を備え，活動実績又は活動計画があること

2 募集対象事業

区 分	事 業 内 容
森林整備事業	① 森林の保全・公益的機能の増進のための整備 ② 一般県民の参加により実施する模範的な森林整備
環境緑化事業	① 地域住民の参加を前提とした身近な環境緑化の推進 ② 青少年の環境教育，緑化活動の促進
普及啓発事業	① 森林ボランティア参加者の知識・技術の向上，複数組織の協働事業 ② 森林づくりを通じた山村地域の活性化，都市との交流促進 ③ 木材等森林資源の需要拡大，用途開発

3 事業の実施に係る留意事項

- (1) 採択に際しては，新規事業，新規応募団体を優先します。
また，他の助成事業等と重複している場合は採択しない場合があります。特に，ひろしまの森づくり事業(県・市町)と重複していると取消す場合があります。
- (2) 予算の関係上，原則として継続事業(原則5年以上)については，年々助成金を減額又は不採択とすることがありますので，自力での事業費の確保に努めてください。
- (3) 事業の実施に当たって，参加者は15人以上であることが必要です。
- (4) 実施報告書の提出期限は，事業完了後3週間以内です。(5事業実施期間※②)
- (5) 事業内容を変更する場合は，必ず事前に相談してください。
- (6) 申請書の事業計画(支出予算)及び実施報告書の収支決算書(支出の部)の内訳を具体的に記載してください。記載が不十分の場合は，前者は不採択，後者は助成金を交付しない場合があります。
- (7) 実績報告の収支決算書の予算欄には，申請時の予算を必ず記入してください。
- (8) 実績報告の際に，助成金額に相当する領収書(明細が分かる)の写しを添付してください。領収書には，日付・金額・実施する団体の宛名・商品名・発行者名・領収印が必要です。簡易な物品についてはレシート(発行者が押印したもの)で可です。

4 応募の期間

平成29年2月1日(水)から平成29年3月31日(金)必着「当日消印有効」です。

5 事業実施期間

採択通知日(5月末日)から平成29年11月20日(月)までとします。

※平成29年2月1日～採択通知日までの期間については，植栽等で作業を適期に実施する必要がある場合は，事業実施期間とみなします。

※① 事業は，平成29年11月20日(月)までに完了して下さい。

※② 事業完了後，実施報告書を平成29年12月12日(火)までに提出して下さい。

※上記①②を遵守できない場合は，事務局へ事前に相談して下さい。

6 助成金の限度額

本年度については、1つの事業につき原則として20万円を限度とします。
ただし、予算規模及び応募件数等により実際の助成金額は減少することもあります。

7 助成対象経費

助成の対象となる経費は、次のとおりです。

科目	区分	細分	備考(積算根拠)
行 動 費	受入れ施設費	施設借上げ等	研修会・交流会等の会場借上げ料
	交 通 費	人 員 輸 送	バス等の人員輸送車借上げ料
		公 共 交 通	集合・解散場所から作業現地までの実費 出張旅費は対象外
	保 険 料		ボランティア等傷害保険料
資 材 費	機械・器具	購 入	高価な機械器具等(チェーンソー・刈払機等)の購入及び個人所有分の購入は対象外
		借 上 げ	チェーンソー・刈り払い機等
	苗 木		高価な苗木は対象外(3,000円/本以下)
	その他資材		樹名札, 木工用資材, 機械・器具の燃料等, 特に必要と認められる資材
資材等運搬費	運 搬 費		運搬用車両の借上げ料
指導者経費	謝 金 等		外部講師に限る, 旅費・宿泊費は実費
事 務 費	事務用品費		用紙, 封筒, 筆記用具等通常の事務用品
	印 刷 費		チラシ等の作成, 資料のコピー代
	通 信 費		切手, 電話代等
	そ の 他		特に必要と認められるもの(消耗品等)
そ の 他			弁当代・飲料代等は助成対象外

(注) 次の経費等については、**助成の対象外**です。

- ①参加者(ボランティア)の労賃(日当)・飲食費, 会員・役員への謝金
- ②個人の資産の形成につながる資材等の購入
- ③参加者のホテル・旅館・厚生施設等の宿泊費
- ④参加者の居住地から集合・解散場所までの旅費
- ⑤業者への委託費, 土工の施工費(資材費を含む)

8 応募方法(助成申請書の提出)

(様式1)平成29年度緑の募金事業助成申請書(みどりづくり活動支援事業)を提出してください。

9 事業の採択

事業の採択・不採択については、緑の募金運営協議会の審議を経て決定し申請者に通知します。通知は平成29年5月下旬頃になります。

なお、助成金の適正な用途について条件を付すことがあります。

10 問い合わせ先

公益社団法人広島県みどり推進機構

〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県農林水産局森林保全課内

電話 082-513-4840 FAX 082-223-3583

Eメール: info@green-hiroshima.or.jp

ホームページ: http://www.green-hiroshima.or.jp

↑ 要領はこちらからダウンロードできます